

—11月20日は「さっぽろ子どもの権利の日」です—

ぼしゅう
募集!

こ けんり 子どもの権利



せんりゅう・ポスター作品

テーマ

こ けんり 「子どもの権利」

子ども一人ひとりが、安心して、自分らしく、
豊かに成長するために大切なことって何だろう?

☆ ゆめに向かって
チャレンジ!!

かけがえのない
自分を大切にしよう

こ けんり
子どもの意見を
取り入れよう

こ けんり
困ったときには
相談しよう

たとえば...

みんなちがって
みんないい!

おもいやり気持ち

こ けんり
子どもの権利って、みんなにも
身近なことだよ! 考えてみよう!

ぼしゅうきかん
募集期間

れいわ ねん がつ にち けん
令和6年7月1日(月)から令和6年9月6日(金)まで

ぼしゅう
募集作品

① せんりゅう作品

5・7・5のリズムで表現!

② ポスター作品

20字以内のメッセージをそえて!

ようし
用紙: A4サイズ以上八つ切以内
がざい じゅう
画材: 自由

おうぼさき
応募先

作品に応募用紙をそえて、
下記まで郵送または持参してください。
(持参受付: 平日9:00~17:00 まで)

さっぽろし こ みるいきよく こ けんりすいしんか
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館7階

電話: 011-211-2942 / ファックス: 011-211-2971

電子メール: kodomo.kenri@city.sapporo.jp

おうぼしやせんいん
応募者全員に
記念品をプレゼント!

にゅうしよさくひん
入賞作品はチカホで
展示会を行うよ!

ひとりひとりの個性
大切に育てる社会



「わたしだけ?」
それは素敵な きみの色

れいわ ねん ださいゆうしやうさくひん
令和5年度最優秀作品



くわしくは
中面を見てね!

さっぽろし こ みるいきよく こ けんりすいしんか
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課



さっぽろ市
02-G01-24-1295
R6-2-936

募集要領

募集期間	令和6年7月1日（月）から令和6年9月6日（金）まで（必着）
応募資格	札幌市内に在住、または在学している18歳未満の子ども（高校3年生を含む）
募集する作品の 内容・部門	子どもの権利に関することをテーマにした 例）「いじめはダメ！」「自分のゆめにチャレンジ」「子どもにやさしいまち」など ①せんりゅう（5・7・5のリズムで自由に表現してください。） ②ポスター（20字以内のメッセージを加えたもの）
作品の規定	【せんりゅう部門】 記入用紙は自由です。添付の応募用紙にせんりゅうを記入することもできます。 【ポスター部門】 用紙サイズ：<u>A4以上八つ切（約39センチ×27センチ）以内とする</u> 添付の応募用紙にポスターを記入することもできます。 メッセージ：<u>20文字以内</u> 画材：<u>自由（水彩絵の具、色鉛筆、パソコンでの作成など）</u> ※応募は各部門につき、一人一点までとします。
応募方法	作品の部門、作品の題名（ポスターのみ）、名前（フリガナ）、学校名、学年、住所電話番号を記入した応募用紙を、作品の裏面にのり付けするなど、はがれないようにしたうえで、作品を下記応募先に郵送または持参してください。（持参の場合、受付は平日8：45～17：15）
応募先	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館7階 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課 あて
入賞・記念品	【各部門】 最優秀賞：1点（賞状・図書カード5,000円分） 優 秀 賞：数点（賞状・図書カード3,000円分） 奨 励 賞：数点（賞状・図書カード1,000円分） ※応募者全員に記念品をプレゼントします。（両部門応募の場合でも記念品は一人一点。）
その他	①応募作品は、応募者が作成したオリジナルの作品に限ります。 ②作品を展示・使用する際には、応募用紙に記入された作品の題名、名前、学校名、学年を併せて公表する場合があります。 ③応募作品の著作権は原作者に帰属しますが、札幌市が行う子どもの権利に関わる啓発活動等で作品を使用するための複製、転載、配布に関わる権利及び札幌市が実施する展示会やホームページ等での作品の公開に関わる権利は、札幌市に帰属することとします。 ④応募作品に関わる個人情報、この事業で必要となることのほかは使用しません。 ⑤応募作品は、展示、啓発活動での使用を終了したもののから順次、応募用紙に記載されている住所あてに返却します（12月下旬を予定）。ただし、学校や児童会館等で取りまとめた応募された作品については、各施設あてに返却します。
作品の展示・使用	①入賞作品については、令和6年11月にチ・カ・ホで展示会を実施するほか、優秀賞以上の作品は啓発用カレンダーにも掲載します。 ②札幌市が作成するポスター、パンフレット、ホームページ等の広報資料に掲載するなど、子どもの権利の啓発のために活用します。
問合せ先	札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 住所：〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館7階 電話：011-211-2942／ファックス：011-211-2971／電子メール：kodomu.kenri@city.sapporo.jp